

再エネ特措法における2024年度調達価格適用に関するお知らせ

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2024年度の調達価格の適用にあたりましては、資源エネルギー庁が定める次の認定申請期限までに接続の同意を証する書類を添えて事業計画認定を申請し、今年度中に事業計画認定を取得する必要があります。

<資源エネルギー庁が定める認定申請期限>

①太陽光（10kW未満）の新規・変更認定申請期限日：2025年1月7日（火）

②太陽光（10kW以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請期限日：2024年12月13日（金）

③バイオマスの新規・変更認定申請期限日：2024年12月2日（月）

注1）電子申請が原則です。GビズIDの発行等の手続に時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。

注2）50kW未満太陽光以外の認定申請の場合、申請確認と認定通知書返送のため、期限日を目処として電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署へご郵送ください。

※詳細は資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240628.pdf

✓ 低圧で連系する場合

① 太陽光(10kW未満)：**2024年11月27日(水)まで**

② 太陽光(10kW以上)、風力、水力、地熱
：**2024年10月30日(水)まで**

③ バイオマス：**2024年10月16日(水)まで**

低圧（50kW未満）における、申込みから接続契約締結までの標準処理期間は1ヶ月ですが、標準処理期間内に年末年始を挟むことから、遅くとも上記期日までには当社へ申込みを実施いただきますようお願いいたします。なお、上記申込期日以前に申込みいただいた場合であっても、接続契約締結を希望されるお客さまからの申込みの集中や連系制約等の理由により資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約を締結できない場合がありますので、できるだけ早期に申込みいただきますようお願いいたします。

✓ 高圧・特別高圧で連系する場合

高圧・特別高圧においては、申込みに先立ち接続検討が必要であることや、申込み後の技術検討に時間を要することから、低圧発電設備と比較し接続契約締結までに相当の期間を要しますのでご了承ください。

なお、接続検討申込から接続契約締結までの標準処理期間は、8～9ヶ月です。

<留意事項（低圧、高圧・特別高圧共通）>

※申込み内容により標準処理期間は異なります。

※申込み内容や必要書類に不備がある場合は受付できません。

※既に申込済、接続契約締結済であっても、当初の申込み内容を変更する場合、改めて技術検討や再接続契約が必要となり、資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約が出来ない場合がありますのでご注意ください。

以上

